

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年10月23日 11時48分ごろ
発生場所	高知県土佐清水市臼碓埼南西方沖 臼碓埼灯台から真方位231° 4.8海里付近 (概位 北緯32° 40.9′ 東経132° 53.5′)
事故の概要	コンテナ船STAR PLANETは、東進中、また、漁船第11号晴漁丸は、北東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年10月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 STAR PLANET（アンティグア・バーブーダ籍）、6,277トン 9242613（IMO番号）、 ADW 2.Schiffahrtsgesellschaft mbH & Co.KG B 漁船 第11号晴漁丸、4.9トン K03-26626（漁船登録番号）、個人所有 第282-8902号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A（ウクライナ籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 球状船首部に擦過傷 B 左舷中央部外板に亀裂を伴う破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか10人（フィリピン共和国籍5人、ロシア連邦籍2人、ウクライナ籍2人、リトアニア共和国籍1人）が乗り組み、約14ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で2つの漁船群の間を東進中、船長Aが、漁船群の漁船がすべて停留して操業を行っていると思っていたところ、右舷方から接近するB船を認め、汽笛を吹鳴した後、左舵を取り、減速したものの、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、操業を終えて約6knの速力で北東進中、船長Bが、周囲に停留している漁船以外に他船はいないと思い、船首方のみ見張りを行っていたところ、汽笛を聞き、左舷方から接近するA船を認め、右舵一杯としたものの、A船と衝突した。
分析	A船は、東進中、船長Aが、周囲の漁船がすべて停留していると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、右舷方から接近する

	<p>B船に気付くのが遅れ、右舷方から接近するB船を認めた後、汽笛を吹鳴し、左舵を取り、減速したものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、北東進中、船長Bが、周囲に停留している漁船以外に他船はいないと思い、船首方のみを見張りを行い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船を認めた後、右舵一杯としたものの、A船と衝突したものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、A船が東進中、B船が北東進中、船長Aが、周囲の漁船がすべて停留していると思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、周囲に停留している漁船以外に他船はいないと思い、船首方のみを見張りを行い、同じ針路及び速力で航行を続けたため、互いに接近していることに気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、他船の動向に予断を持たず、また、周囲に他船はいないと思い込まず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。